

○北海道北方領土隣接地域振興等基金条例

昭和58年7月28日条例第18号

改正

平成14年3月29日条例第14号

平成30年10月19日条例第51号

北海道北方領土隣接地域振興等基金条例をここに公布する。

北海道北方領土隣接地域振興等基金条例

(設置)

第1条 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和57年法律第85号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により、北方領土隣接地域振興等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、法第10条第2項の規定により国から交付を受けた補助金の額に当該補助金の額の4分の1に相当する額を加算した額を下らない額とする。

2 法第10条第4項に規定する基金の取崩しを行う場合には、当該取崩し後の基金の額の5分の4に相当する額を同条第2項の規定により国から交付を受けた補助金の額とみなして前項の規定を適用する。

(基金の使用)

第3条 基金は、法第10条第1項に規定する市若しくは町又は公共的団体等が行う同項に規定する事業に要する経費の一部を補助するために使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、その全額をこの基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第14号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月19日条例第51号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。